

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 負担金の算定方法を大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例に規定することに伴い、当該条文を削除します。
- 2 この規程は、令和3年1月1日から施行します。